

# 諮詢第 1 号

教 学 第 786 号  
平成 17 年 7 月 28 日

海津市個人保護審査会長 様

海津市教育委員会

教育長 平野英



## 個人情報取扱事務の目的以外の個人情報の利用及び、 提供をする場合について（諮詢）

海津市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 6 号の規定により、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を利用し、又は提供する場合を定めることについて、別紙により貴会の意見を求めます。

(別紙)

事務の名称 (担当課)	個人の類型	個人情報 の提供先	提供する個人 情報の内容	提 供 す る 理 由
「海津市児童生徒健全育成サポート制度」に関する事務  (担当課) 教育委員会 学校教育課	問題行動事案に関わる海津市立学校の児童生徒	海津警察署	氏名、学年、年齢、学校名、事案の内容等	<p>児童生徒が不審者、変質者被害に遭う事案が急増しており、学校への不審者侵入事件が起きるなど、児童生徒の安全確保を学校のみで行うことは困難になってきている。</p> <p>また、少年非行は多発化、深刻化、広域化しており、児童生徒の問題行動の未然防止や再発防止には、家庭との連携はもちろんのこと、学校と関係諸機関、とりわけ警察との連携強化が極めて重要となってきている。</p> <p>そのため、学校と警察が、それぞれの機能や役割を生かしながら、児童生徒の安全確保と問題行動の未然防止や再発防止、被害の未然防止のため、児童生徒の情報を警察に提供することになるが、本人の同意を得たうえで提供しなければならないとなると、同意が取れない事案への対応ができなくなるなど、目的を達成することが困難となる。</p>

## 協定書(案)

海津市教育委員会（以下「甲」という。）及び海津警察署（以下「乙」という。）は、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故等が多発し、青少年の問題行動が多様化、深刻化している現状を踏まえ、海津市内における児童生徒の安全の確保と、問題行動及び被害の未然防止を図るとともに、児童生徒を健全に育成するため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 本協定は、たくましく豊かな心を持った海津市の児童生徒を育てるために、甲と乙が児童生徒の安全確保と問題行動の未然防止等に関して、自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、連携を密にして、一体となって対応することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づく制度の名称は、海津市児童生徒健全育成サポート制度とする。

### (連携機関)

第3条 本協定において連携を行う関係機関（以下「連携機関」という。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 甲

(2) 乙

(3) 海津市内に所在する海津市立学校（以下「学校」という。）

### (連携の内容)

第4条 連携機関は、生徒指導に関する一般的な情報提供のほか、次条に掲げる情報を提供する。

### (情報提供の内容)

第5条 本協定により行う情報提供の対象は、次に掲げるものであって、連携の目的に即して学校又は乙が情報を共有することが必要と認められたものとする。

なお、(1)の情報については、学校又は乙は保護者にも速やかに情報提供するよう努めるものとし、(2)の場合は、学校又は乙は事前説明を行うなど、保護者との連携に努めるものとする。

(1) 児童生徒の安全確保のための情報

ア 不審者に関する情報

イ その他児童生徒の安全を確保するために必要な情報

(2) 児童生徒の問題行動の情報

ア 乙から学校への連絡

(ア) 逮捕事案及び身柄通告（触法、ぐ犯）事案

(イ) 逮捕事案以外の非行事案等において、次の事由により、連携機関が連携して行動し、継続的に対応することが必要と認められる事案

a 事案の原因、動機が学校、交友関係にある場合

b 児童生徒が、学校内外において粗暴行為等を行う非行集団の構成員である場合

c 対象となる児童生徒の影響が他の児童生徒に及ぶ場合

d 同一問題行動に関わる対象の児童生徒が複数に及ぶ場合

e その他児童生徒が犯罪、不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなど、ぐ犯性がある場合

イ 学校から乙への連絡

(ア) 薬物乱用事案、重大な暴行事案、恐喝等の事案

(イ) 校外の者から被害を受けていると思われる事案

(ウ) 次に掲げる場合など、悪質、重大な犯罪に発展するおそれのある事案

a 児童生徒が、非行集団に参加する又は参加しようとしている場合

b 児童生徒が、不良行為を繰り返し、学校・保護者の指導に従わない場合

### (情報提供の範囲)

第6条 前条第2号に掲げる情報の範囲は、事案の概要のほか、対象事案に係る児童生徒個人の情報を含むもの並びに関係する児童生徒の問題行動及び被害の未然防止に関するものとする。

(情報提供の方法)

第7条 第5条第2号に掲げる情報提供の方法は、次によるものとする。

(1) 連絡責任者

対象事案を取り扱った学校の校長及び乙の署長とする。

(2) 連絡の方法

連絡責任者又は連絡責任者が連絡担当者として指名した者が、本協定の目的に沿って、面接又は電話により速やかに行うものとする。

(3) 連絡上の配意

必要に応じて、学校は甲へ、乙は岐阜県警察本部へ事案報告を速やかに行う。

(秘密保持の徹底)

第8条 連携機関は、第5条第2号に掲げる情報についてその秘密保持を厳守するとともに、本協定の目的と趣旨から逸脱した扱いは厳にこれを禁じ、連絡責任者は、これを担保するため内部規程を設けるなど必要な措置を講ずるものとする。

(配慮事項)

第9条 連携機関は、相互理解と信頼を保持するため、第5条第2号に掲げる情報提供に当たり、特に次の点に配慮するものとする。

(1) 正確な連絡

提供する情報については、正確を期すること。

(2) 適正な処遇

学校は、対象事案に係る児童生徒への処遇に当たっては、本協定の趣旨を踏まえ、真に教育効果のある適正な指導を行うこと。

(協議)

第10条 連携機関は、本協定を円滑に実施するため、必要に応じて協議を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第11条 連携機関は、本協定を実施するために要する費用を負担するものとする。

(協定の改訂)

第12条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、本協定について相互に検討を加え、所要の改訂を行うものとする。

(施行期日)

第13条 本協定に基づく海津市児童生徒健全育成サポート制度は、平成17年7月 日から行うものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 月 日

甲 海津市教育委員会  
教育長

乙 海津警察署  
署長